

令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務
業務仕様概要(共通)

令和8年6月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務仕様概要(共通)

本書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

1 業務の目的

本市では、もみじ台地域が抱える課題に対応するため、将来的な土地利用の再編を見据えた今後のまちづくりの方向性を示す「もみじ台地域まちづくり指針(以下、「指針」という。)」を令和6年3月に策定した。指針では、ICT技術の活用や官民のデータ連携等による生活利便性の向上を取組の方向性として掲げており、令和8年度中に策定する予定の「(仮称)もみじ台地域土地利用再編方針(以下、「再編方針」という。)」で、施策を具体化することを目指している。

当地域の土地利用再編の取組は、事業区域が50ヘクタールを超えるなどまちの姿が大きく変わるものであり、まちの将来像だけでなく、段階的なまちの変化を地域と分かりやすく共有することが不可欠である。そのため、再編方針の策定を進める令和8年度においては、従来の平面図等では伝わりにくい土地利用再編のプロセスを可視化し、地域の機運醸成や円滑な合意形成を図る手段として、3D都市モデルを活用することが極めて有効と考えている。

本業務は、もみじ台地域の既存3D都市モデルを更新するほか、拡張現実等の手法を用いて地域の将来像や再編のプロセスを可視化し、地域の機運醸成や円滑な合意形成を図ることを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務

3 業務対象の場所

別添のとおり

4 業務期間

- (1)業務期間は、契約締結の日から令和9年3月23日(火)までとする。
- (2)本業務は令和8年度都市空間情報デジタル基盤構築支援事業に採択されていることから、委託者から指示があった場合は、業務期間の途中であっても国等に提出する成果品を納品すること。

5 業務項目

本業務に係る項目は本書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり提出する書類は下記のとおりとする。なお、委託者から指示があった場合を除き、原則電子データで提出すること。

- (1)契約後速やかに提出する書類
 - ア 業務着手届
 - イ 業務実施計画書
 - ウ 業務責任者等指定通知書

- エ 主任技術者経歴書
- (2)業務完了時に提出する書類
 - ア 業務完了届
 - イ 成果報告書(本編、要約書等)の電子データ(DVD-R等)
- (3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類
- (4)業務実施計画書に関する注意事項
 - 受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。
- (5)成果報告書に関する注意事項
 - ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
 - イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
 - ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
 - エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
 - オ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。ワープロソフト(Googleドキュメントと互換性が確認されているもの)形式とPDF形式で作成すること。
 - カ ワープロソフト形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

8 再委託について

受託者は業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。但し、業務の主たる部分の再委託及び総括責任者を協力会社の者とするは認めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する業者について、事前に書面により委託者の承諾を得ること。また、再委託を行う会社は次の(1)から(5)の要件に適合する者であることを条件とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (5) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - ア 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与してい

る者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

9 業務管理

- (1) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行なわなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (2) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。
- (3) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は業務責任者等が必要と認めたとときに実施し、記録すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者にも有利あるいは不利が生じないように留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」)
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

13 関係機関との協議

業務について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

14 質疑の解釈

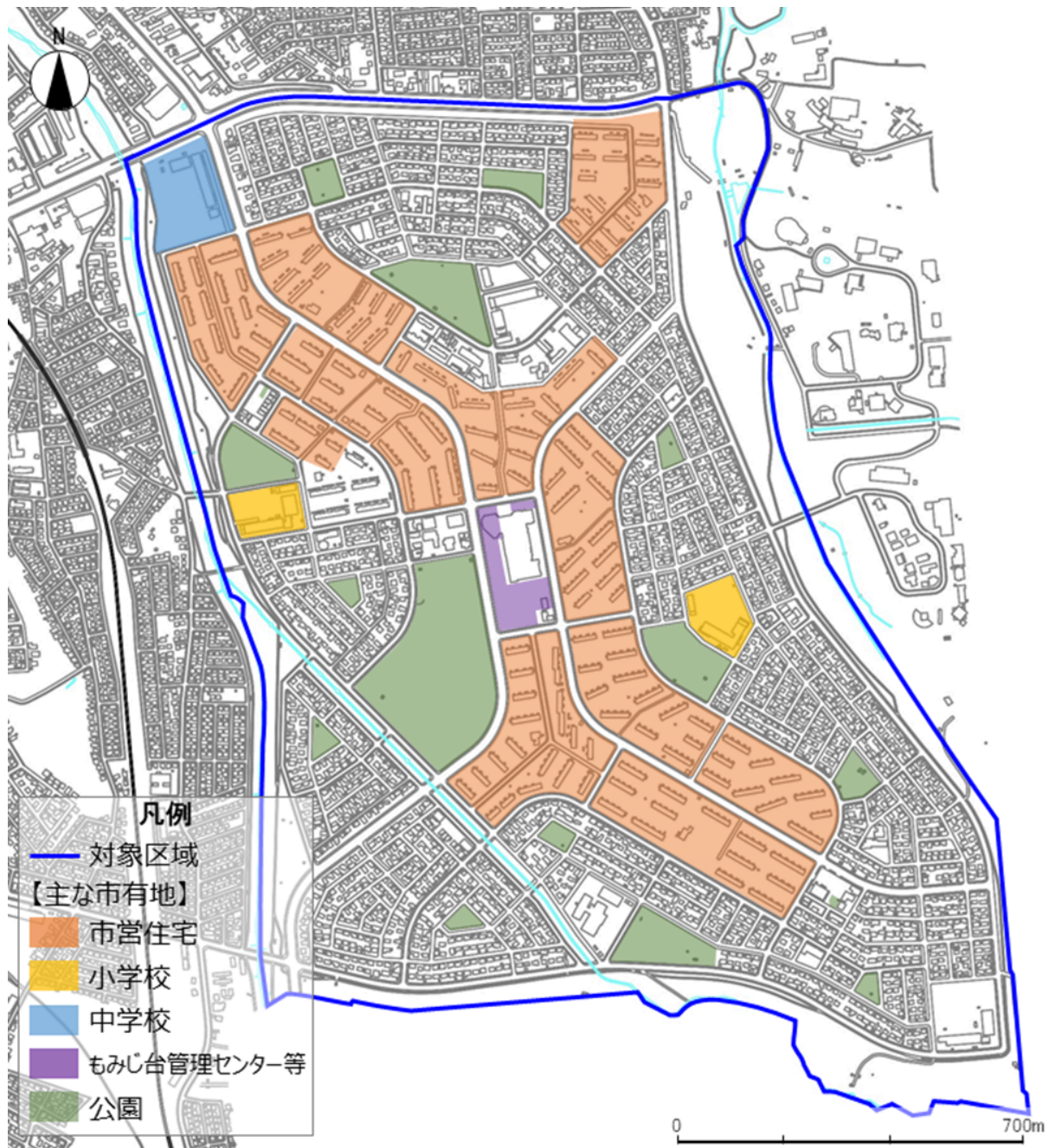
業務の遂行において本書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

15 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電子データの活用や両面コピーの徹底、ミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

もみじ台地域 配置図



個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式(本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。)に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書(以下「仕様書」という。)は、札幌市(以下「発注者」という。)が委託する、令和8年度もみじ台地域3D都市モデル整備・活用推進業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書によるほか、業務発注時点における最新の以下の関係法令等に基づき実施するものとする。なお、業務発注後に改定があった場合等の対応は、発注者と受注者が協議するものとする。

- (1) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (2) 測量法施行令(昭和24年政令法律第322号)
- (3) 測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (5) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
- (6) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)
- (7) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (8) 地理情報標準プロファイル(JPGIS) 2014
- (9) 測量法第34条で定める作業規程の準則(国土地理院)
- (10) 地図情報レベル2500数値地形図データ作成のための標準製品仕様書(案)
(令和7年4月国土地理院)
- (11) 札幌市公共測量作業規程
- (12) 札幌市現況図デジタルマップ作成作業特記仕様及び同運用基準
- (13) 札幌市現況図デジタルマッピング取得要領、札幌市現況図デジタルマッピング標準フォーマット、札幌市現況図デジタルマッピング図式、札幌市現況図デジタルマッピングデータファイル説明書、札幌市現況図デジタルマッピング現地調査作業要領
- (14) 3D都市モデル標準製品仕様書
- (15) 3D都市モデル標準作業手順書
- (16) 3D都市モデルの導入ガイダンス
- (17) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル
- (18) 3D都市モデルを活用した災害リスク情報の可視化マニュアル
- (19) その他関係法令等

第3条 (疑義)

受注者は、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

第4条 (提出書類)

受注者は、契約締結後に、速やかに発注者に以下の書類を提出しなければならない。また、以下の書類の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度発注者に変更した書類を提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 主任技術者等通知書(経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類)
- (3) 業務計画書
- (4) ISO9001(品質マネジメントシステム)取得証明書
- (5) JIS Q27001(ISMS)取得証明書

- (6) JIS Q15001(プライバシーマーク)取得証明書
- (7) JIS Q14001(環境マネジメントシステム)取得証明書
- (8) その他、発注者が必要と認める書類

第5条 (秘密の保持)

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第6条 (配置予定技術者)

本業務を担当する配置予定技術者は、以下の技術者区分ごとの資格要件と実績要件を満たす者とする。なお、配置予定技術者は、受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいなければならない。

配置予定技術者の要件

技術者区分	資格要件	実績要件 (過去5年以内)
主任技術者	以下いずれかの資格を保有する者 ・ 空間情報総括監理技術者 ・ 地理情報標準認定資格 (上級) 及び測量士	3D都市モデルに関連する業務 (構築・活用・仕様検討等) 又は都市計画基本図作成業務
照査技術者	以下いずれかの資格を保有する者 ・ 空間情報総括監理技術者 ・ 地理情報標準認定資格 (上級) ・ 技術士建設部門 (都市及び地方計画)	3D都市モデルに関連する業務 (構築・活用・仕様検討等) 又は都市計画基本図作成業務
現場代理人	測量士	3D都市モデルに関連する業務 (構築・活用・仕様検討等) 又は都市計画基本図作成業務
担当技術者	測量士	3D都市モデルに関連する業務 (構築・活用・仕様検討等)、都市計画基本図作成業務又は都市計画基礎調査業務

第7条 (打合せ等)

受注者は、本業務期間中、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義をたずぬるものとし、その内容については、その都度受注者が書面 (打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。

第8条 (成果品の帰属)

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。但し、ソフトウェアライセンス等、受注者又は第三者が著作権を有する場合については除くものとする。

第9条 (損害賠償)

受注者は、本業務遂行中に発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第10条（不備訂正）

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後に仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見された場合には、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第11条（品質確保）

受注者は、本業務における成果品の品質を確保するため、ISO 9001に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。

なお、受注者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正しなければならない。

第12条（情報保護）

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は、ISO/IEC 27001（ISMS）及びJIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

第13条（関係官公庁への手続き）

受注者は、発注者が行う本業務の実施に必要な以下の公共測量その他の関係官公庁への申請等の諸手続きの際に補助を行うものとする。

- (1) 公共測量作業規程の承認申請書又は変更承認申請書（測量法第33条）
- (2) 公共測量実施計画書（測量法第36条）
- (3) 測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第26・30条）
- (4) その他必要な手続き

第14条（貸与資料）

発注者は、受注者に以下の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するとともに、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。また、発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

- (1) 航空写真測量成果
- (2) 数値地形図データ（都市計画基本図）（DM形式・地図情報レベル2500）
- (3) 都市計画決定図書（都市計画用途地域、地区計画図等）
- (4) 都市計画決定情報データ（シェープファイル）
- (5) 都市計画基礎調査データ（シェープファイル）
- (6) 洪水浸水想定区域（中小河川）、内水浸水想定区域データ（シェープファイル）
- (7) ワークショップ時の将来像可視化に資するイメージ図やパース図等の資料
- (8) その他、発注者が認める資料・データ

第15条（業務カルテ作成・登録）

受注者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づく業務カルテを作成し、発注者の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は（一財）日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を発注者に提出しなければならない。なお、業務カルテの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後10日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、業務完了後10日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日曜日及び祝日等を除き、10日以内

第16条（条件変更等）

受注者は、仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断した場合、速やかに発注者にその旨を通知し、本仕様書の変更について、協議することができる。

第17条（履行期間の変更）

受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第18条（納入期限及び納入場所）

本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 納入期限 令和9年3月23日
- (2) 納入場所 札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

第19条（検査）

受注者は、本業務における成果品について発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書又は協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

第2章 業務概要

第20条（作業概要）

本業務における作業概要は、次のとおりとする。

No.	作業名	数量	備考
1	第3章 3D都市モデル整備		
	拡張製品仕様書作成	一式	
	3D都市モデル作成	一式	
	オープンデータ作成	一式	
	メタデータ作成	一式	
	関連データセット作成 PLATEAU VIEW、G空間情報センター 等への搭載調整	一式	
2	第4章 ユースケース開発		
	WebGISプラットフォーム活用支援		
	ユースケース・プラグインの検討及び開発 支援		
3	第5章 3D都市モデルの活用推進		
	ワークショップ等の開催及び運営支援		
4	第6章 成果品とりまとめ		
	データセット等のとりまとめ	一式	
	業務報告書の作成	一式	

第3章 3D都市モデル整備

第21条（定義する地物とLOD）

整備する3D都市モデルに含むべき地物とそのLOD（Level Of Detail）は、次のとおりとする。

No.	地物	LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4	備考
1	建築物		○	○			更新 LOD1:普通建物 拡充 LOD2:団地等
2	交通（道路）		○				更新
3	都市計画 決定情報		○				更新
4	土地利用		○				更新
5	災害リスク		○				新規 ・洪水 （中小河川） ・内水
6	地形		○	○			更新

○：3D都市モデルに含むべき地物とLOD

第22条（拡張製品仕様書作成）

発注者が実施するユースケースの実現のために必要となる地物型、LOD及び属性情報を整理し、札幌市版の3D都市モデル製品仕様書（以下、「拡張製品仕様書」という。）を作成するものとする。

拡張製品仕様書は、3D 都市モデル標準作業手順書に従って作成し、作成した拡張製品仕様書は3D 都市モデル標準製品仕様書に準拠したものとする。

第23条（3D都市モデル作成）

第22条で作成した拡張製品仕様書に適合する3D都市モデルの作成を行うものとする。なお、過年度整備済の3D都市モデルは、これを新たに整備する3D都市モデルが準拠する3D都市モデル標準製品仕様書と同じ版に準拠するようバージョンアップしたうえで、新たに整備する3D都市モデルと統合し、一式のデータセットとなるように整理するものとする。

3D都市モデルの作成手順は、3D都市モデル標準作業手順書に従い、以下に示す工程を含むものとする。

- (1) 作成制限施設の確認
- (2) 作成計画の立案
- (3) 原典資料の収集
- (4) データ作成と品質評価

第24条（作成対象・数量）

作成する3D都市モデルの対象・数量は、以下のとおりとする。

No.	地物	数量（上段：範囲・対象 下段：面積、延長、又は個数）				
		LOD0	LOD1	LOD2	LOD3	LOD4
1	建築物		別紙	別紙		
			約2.42km ² 約3,500棟 (※1)	約162棟 (※2)		

2	交通（道路）		別紙			
			約2.42 km ²			
3	都市計画決定情報		別紙			
			11項目 約2.42km ²			
4	土地利用		別紙			
			約2.42km ²			
5	災害リスク		別紙			
			2項目 約2.42km ²			
6	地形		別紙	別紙		
			約2.42 km ² (※3)	約2.42 km ² (※3)		

※1 LOD1の建築物については、航空写真測量成果を基にテクスチャを作成し、貼付するものとする。

※2 LOD2.0の作成範囲はもみじ台市営住宅等約162棟を基本とし、受託者の提案に基づいて、発注者との協議のうえ、その承諾を経て決定する。また、市営住宅については現地で撮影した写真を用いて側面テクスチャを貼付し、調整を行うものとする。

※3 地形については、航空写真測量成果（令和7年度撮影成果）を用いた等高線データ（数値情報レベル2,500、標高点の標準偏差0.66m以内）の作成を含むものとする。

第25条（オープンデータ作成）

オープンデータ用の3D都市モデルを作成するものとする。

オープンデータ用の3D都市モデルは、第31条で作成した3D都市モデルを加工して作成するものとし、当該3D都市モデルに含まれるすべての地物型を含むものとする。

なお、地物に付与された属性情報については、発注者と協議し、オープンデータとする項目を決定するものとする。また、オープンデータ用の3D都市モデルに対応した拡張製品仕様書も作成するものとする。

第26条（メタデータ作成）

第23条で作成した3D都市モデル及び第25条で作成したオープンデータ用の3D都市モデルについて、メタデータを作成するものとする。

メタデータの仕様は、第22条で作成した拡張製品仕様書に従うものとし、メタデータに記載する内容は、3D都市モデル標準作業手順書に従うものとする。

第27条（関連データセット作成）

関連データセット（避難施設、公園、行政界、ランドマーク、鉄道駅、鉄道、緊急輸送道路等）を作成するものとする。関連データセットの仕様、作成方法については、国土交通省が提示するものに従うものとする。

第28条（PLATEAU VIEW、G空間情報センター等への搭載調整）

オープンデータに係るデータセット、関連データセット、その他関連ドキュメント、説明文等をPLATEAU CMSにアップロードし、PLATEAU VIEW及びG空間情報センター等に搭載、公開するための調整を行うものとする。

第4章 ユースケース開発

第29条（WebGISプラットフォーム活用支援）

3D都市モデルの利活用による街並みシミュレーションを実施するとともに、その結果に基づき必要となるWebGISの機能活用支援を行う。

第30条（ユースケース開発）

ユースケース開発に当たり、以下の事項を実施するものとする。

- (1) 札幌市職員向けのワークショップで作成・使用したデータのデジタルアーカイブ作成方法のレクチャー
- (2) 講習会実施時の操作支援及び契約期間中のWebGIS機能のサポート（対応時間は、選択されたプランに応じて決定する）
- (3) WebGIS等の利用に係るライセンスの提供
- (4) WebGISのマニュアルの作成

なお、具体的な内容や実施方法については、効果的な実施となるよう提案によるものとする。

第5章 3D都市モデルの活用推進

第31条（ワークショップ等の企画及び運営支援）

3D都市モデル等を活用し、市民参加型のまちづくりに資するワークショップの企画・運営支援を行う。

地域住民、専門家、行政が協働し、3D都市モデル等の可視化を活用したまちづくりの検討・合意形成を図るため、ワークショップの企画・準備、資料作成、運営支援、検討支援及び結果整理を行うものとする。ワークショップの企画は、参加者の意見やアイデアを3Dモデル化し可視化するなど、参加者の参画意欲を高めるものとする。また、ワークショップの実施回数は3回程度を想定するが、構成やスケジュールについては受注者の提案に基づき、発注者と協議のうえ、その承諾を経て決定するものとする。

なお、ワークショップの運営は発注者が別途委託する「令和8年度もみじ台地域コミュニティ支援業務」の受託者が行うものとし、本業務の受注者は必要な協議及びレクチャー、運営支援、機材の貸与等を行う。

第6章 成果品とりまとめ

第32条（データセット等のとりまとめ）

第22条から第26条までで作成した3D都市モデル、オープンデータ用の3D都市モデル、各メタデータ及び各拡張製品仕様書を、3D都市モデル標準作業手順書に従い、取りまとめるものとする。また、第27条で作成した関連データセットを取りまとめるものとする。

第33条（業務報告書の作成）

3D都市モデル作成に収集・取得したデータ、拡張製品仕様書の決定にあたり想定したユースケース、作成方法及び手順、品質評価方法及び品質評価結果等を取りまとめた業務報告書を作成するものとする。

第7章 成果品

第34条（成果品）

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る全ての電子データは委託者が指定する方法で提出、納品するものとする。

なお、業務報告書には、3D都市モデル作成に収集・取得したデータ、拡張製品仕様書の決定にあたり想定したユースケース、作成方法及び手順、品質評価方法、品質評価結果等を取りまとめるものとする。

成果品一覧

No.	成果品	数量	単位	備考
1	3D都市モデル関連	1	式	
	3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	

2	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
	索引図	1	式	
	オープンデータ用3D都市モデル関連	1	式	
	オープンデータ用3D都市モデル	1	式	
	コードリスト	1	式	
	XMLSchema	1	式	
	拡張製品仕様書	1	式	
	メタデータ	1	式	
	索引図	1	式	
3	関連データセット	1	式	
4	WebGISの利用に係るライセンス	1	式	
5	WebGISのマニュアル	1	式	
6	ワークショップで使用したマニュアル	1	式	
7	ワークショップにおける成果物の提出	1	式	
8	打合せ記録簿	1	式	
9	業務報告書	1	式	
10	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	

別紙 3D都市モデル作成範囲を示す地図等

